

市立豊中病院医師の働き方改革管理システム 導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第 1 章 概要

1-1 実施目的

本実施要領は、市立豊中病院医師の働き方改革管理システムの導入業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めたものである。

提案者は、本実施要領を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

なお、本実施要領と併せて配布する市立豊中病院医師の働き方改革管理システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書、機能要件仕様書、その他の書類等を含めて、以下「実施要領等」とする。

1-2 業務の内容等

(1) 委託業務名

市立豊中病院医師の働き方改革管理システム導入業務

(2) 業務仕様詳細

「市立豊中病院医師の働き方改革管理システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」

(3) 委託期間

構築期間：契約締結日から令和 7 年(2025 年) 9 月 3 0 日

運用開始：令和 7 年(2025 年) 1 0 月 1 日から

運用期間：運用開始から 1 年とし、必要に応じて 1 年度単位での更新とする。

※現在当院で運用している勤怠管理システム（ナーススケジューラー：富士通 J a p a n 株式会社）のサポート期限が令和 9 年(2027 年) 3 月で満了することに伴い、その後の運用については別途調整するものとする。

運用期間の経費（保守経費及びランニングコスト）については、個別に契約するものとするが、漏れの無いように注意すること。なお当該経費についても、本導入業務の選定上の価格評価に含めるものとする。

なお、提案者の導入スケジュールと、本院の予定する導入スケジュールに差異がある場合は、双方協議により委託期間の変更等は有り得るものとする。

1-3 公募型プロポーザル参加事業者

「1-4 参加要件」に基づき、公募型プロポーザル参加事業者を募集するものとする。

1-4 参加要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、次項のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めないこととする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②企画提案書等の提出期限時点において豊中市入札参加資格を有すること。ただし、豊中市入札参加資格がない場合において、第一優先交渉者となった場合には、契約締結までに入札参加資格審査申込をすること。この申込の結果、入札参加資格がないと判断された場合は、優先交渉権を失うことになります。
- ③豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48条）第381条第1項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- ⑧労働関連法令に違反し官公署から摘発や勧告等を受けていないこと。
- ⑨令和6年（2024年）3月より遡って3年間の間に、市立豊中病院と同規模（500床）以上の施設への勤怠管理システムの構築、開発及び調達を一括で行った導入実績が複数あること。
- ⑩勤怠管理システム等の構築及び調達並びにシステム構築に必要な機器調達及び付帯工事、稼働後の運用管理等を一括で請け負うことができるシステムインテグレーション（※）能力があること。
- ⑪今回の導入及び稼働後の運用管理において、プロジェクトチームにプロジェクトマネジ

メントに関する資格取得者(PMP 試験、プロジェクトマネージャ試験等)が含まれること。

※ システムインテグレーション

顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムの企画、構築、運用等を一括して行うこと。システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、完成したシステムの保守・管理までを総合的に行うことをいう。

1-5 提案価格

提案上限額 **28,076,400円**

(消費税及び地方消費税込み、構築期間中に係る費用のみ)

※運用期間中に係る費用(運用・保守等費用)は含まない。

提案価格は、価格内で構築可能で実現性を伴うものであることとし、パッケージシステムを活用又は改修を行うことにより、機能要件仕様を実現するために必要な費用を含めた上で見積書に記載すること。

また、提示された見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

なお、今後の打合せにおいて生じる経費も今回提案した見積金額の中に含めること。

契約に必要となる正式な見積書は、業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

1-6 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルにおける手続き等の実施スケジュールを以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合は事前に連絡する。

①実施要領等の公表

令和7年(2025年)1月15日(水) 市立豊中病院ホームページにて公表

②質問の受付

令和7年(2025年)1月24日(金) 午後5時15分 までに電子メールで提出(hjinji@city.toyonaka.osaka.jp)してください。

※質問は【様式9】により受付。質問への回答は個別には行わない(電話不可)。

※メールの件名は必ず「市立豊中病院医師の働き方改革管理システム導入業務委託プロポーザル質問」にすること。

③質問への回答

令和7年(2025年)1月29日(水)

※回答は、受け付けたすべての質問に対する回答を市立豊中病院ホームページに掲載する。

④応募書類の提出

令和7年(2025年)2月7日(金) 正午 までに持参すること

提出場所：市立豊中病院管理棟4階 病院総務課

⑤書類審査（第1次審査） 令和7年(2025年)2月中旬

※応募事業者が3者以上あった場合のみ実施。

※可否については令和7年(2025年)2月中旬を目途にメール等にて通知する。

⑥プレゼンテーション審査（第2次審査） 令和7年(2025年)2月下旬予定

場所：市立豊中病院管理棟5階 講堂

日時：別途電子メールにて通知

⑦選考結果通知書発送日 令和7年(2025年)2月下旬（予定） ※郵送にて通知

⑧委託契約の締結予定日 令和7年(2025年)3月上旬（予定）

1－7 担当窓口（問い合わせ先）

〒560-8565 豊中市柴原町4丁目14番1号

市立豊中病院 病院総務課

担当者：福島・清木・藤井

TEL：06-6843-0101（内線3477） FAX：06-6846-6177

E-Mail:hjinji@city.toyonaka.osaka.jp

第 2 章 提出書類

2-1 提出書類

- (1) 提出書類
 - ① 様式 1 提案参加申込書
 - ② 様式 2 誓約書
 - ③ 様式 3 会社概要
 - ④ 様式 4 業務経歴書
 - ⑤ 様式 5 業務実施体制
 - ⑥ 様式 6 管理技術者及び担当技術者の業務実績
 - ⑦ 様式 7 入札参加停止措置等状況調書
 - ⑧ 企画提案書
 - ⑨ 様式 10-1・様式 10-2 見積書
 - ⑩ 様式 11 機密情報に関する誓約書
 - ⑪ 様式 12 機能要件仕様書
- (2) 提出期限：令和 7 年(2025 年) 2 月 7 日（金）正午
- (3) 提出部数：各 10 部（正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印、副本は複写可）
- (4) 提出先：「1.7 担当窓口(問い合わせ先)」と同じ。
- (5) 提出方法：持参のみとする

2-2 企画提案書類

- ① 企画提案書の記載要領
 - (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案依頼書の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
 - (2) 原則、日本工業規格 A 4 版の用紙を用いて**両面印刷**とすること。
 - (3) ページ番号を付すこと。
- ② 見積書の記載要領
 - (1) 提出様式
見積書【様式 10-1】【様式 10-2】
 - (2) 記載内容
構築期間中に要する費用（機器調達費用含む）、運用期間中に要する費用を記載すること。
なお、見積金額の内訳については、各費用が分かるようにした上、任意の様式にて別途提出すること（“一式”など一括金額を計上する方法で中身が見えない記載方法としないこと）。

(3) 消費税について

本構築業務の契約締結日は令和7年(2025年)3月を想定している。したがって、構築期間中に係る費用については、税率を「10%」として記載すること。

③ 機能要件仕様書の記載要領

(1) 提出様式

任意の機能要件仕様書

(2) 記載方法

各要件について、事業者回答欄に実現方法を記載例のとおり回答すること。

代替案及び提案等による対応の場合は、実現方法についての詳細を備考欄へ記載すること。

※1：カスタマイズ・代替案対応は、原則、事業者側でパッケージシステムの運用で提案できない場合に限り回答することとし、運用上支障があると事業者側で判断したものを前提として回答すること。なお、仕様要件及び企画提案依頼書記載の背景を十分に考慮したうえでカスタマイズ・代替案の対応を提示すること。

※2：カスタマイズ・代替案による場合で費用が発生する場合は、それにかかるコストについて、機能要件仕様書に明記するとともに、見積書の構築費用及び保守運用費用に明細を付して必要額を明記すること。

2-3 質問

質問がある場合は、以下の対応とする。

(1) 提出書類：質問書【様式9】

(2) 提出期限：令和7年(2025年)1月24日(金)午後5時15分

(3) 提出方法：電子メールによる。(電話・FAXによる質問は受け付けない。)

(4) 提出先：「1.7 担当窓口(問い合わせ先)」と同じ。

(5) 回答方法：すべての質問に対する回答を市立豊中病院ホームページに掲載する。

第3章 プレゼンテーション審査

提案者には、「プレゼンテーション審査」の実施についての案内を別途通知する。

(1) 日時：令和7年(2025年)2月下旬予定（参加者に対し別途通知する）

(2) 場所：市立豊中病院 管理棟5階講堂（参加者に対し別途通知する）

時間：① プレゼンテーションおよびデモンストレーション

② 質疑応答

①・②併せて1時間程度（予定）

(3) 留意事項

- ・プレゼンテーションおよびデモンストレーション（以下「プレゼンテーション等」という）で提案者が説明する内容は、企画提案書にて提示した内容・製品であること。
- ・プレゼンテーション等に使用する機材等は、当日提案者が手配すること。
- ・プレゼンテーション等は構築時の従事者のうちで中心的な役割を占める者が実施すること。

第4章 選定方法及び契約方法

4-1 選定方法

本院審査委員会は、基本仕様書に基づいて提出された企画提案書類一式及びプレゼンテーションの内容及び価格について、審査及び評価を行う。

本院審査委員会は、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者をシステム導入に係る「優先契約候補事業者」として決定する。

審査基準等に関する詳細は、本院審査委員会において定める。なお、採点の方法や内容についての問い合わせには一切応じない。

4-2 審査及び評価対象

企画提案書にかかるプレゼンテーション等を実施した後、下記の評価項目により評価を行い、評価点数（合計点数）の最も高い提案者を優先契約候補事業者として選定する。

ただし、全体の採点結果の合計点が配点の50%未満の場合は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても優先契約候補事業者とはしない。

(1) 仕様点（30%）

医師の働き方改革管理システムに求める機能要件について、機能要件仕様書へ記載された内容を確認し、審査・評価を行う。

(2) 提案点（30%）

本構築業務の全般について、企画提案書への提案内容を確認し、審査・評価を行う。

(3) 評価点（15%）

提案の実現性をプロジェクトの中心的役割となる者から判断し、プレゼンテーション等により提案された内容が本院の事務運営に寄与・貢献するかを判断することによって審査・評価を行う。

(4) 価格点（25%）

提出された見積書に基づいて審査・評価を行う。

4-3 選定結果の通知

プレゼンテーションを実施した事業者のうち、優先契約候補事業者については、「選考結果通知書」を郵送する。なお、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

4-4 選考結果の公表

選考結果の通知後、当院ホームページ等において結果を公表する。公表内容は次のとおりとする。

①優先契約候補事業者名、評価点及び選定理由

②全参加者名

③全参加者の評価点

参加が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しない。また②と③の関連は明らかにしない。

4-5 業務委託契約の締結

提案の内容と本院の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で契約を締結する。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者を優先契約候補事業者として同様の交渉を行うこととする。

また、契約は以下の条件で行うものとする。

(1) 企画提案作業の過程で本院が得た情報等については、一切の権利が本院にあるものとする。

(2) 審査の結果、優先契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「1.4 参加要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。

(3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

第5章 その他

5-1 その他事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費は事業者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は返却しない。なお、選定作業に必要な範囲において複製することがある。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- (3) 提出書類に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に本院に届け出るものとする。ただし、その場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有すること。
- (4) 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本院が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 本案件期間中に「1.4 参加要件」に抵触するに至った場合
 - ② 提案上限額（導入期間中に係る費用のみ）を超える提案を行った場合
 - ③ 提出書類一式に虚偽の記載をした場合
 - ④ 本実施要領に規定した事項を遵守せずに提案を行った場合
 - ⑤ 一事業者で複数の提案をした場合
 - ⑥ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
 - ⑦ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
 - ⑧ プレゼンテーション等に欠席した場合
 - ⑨ 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (7) 期限後あるいは審査経過に関する質問等は一切受け付けない。
- (8) 本プロポーザル期間中に、本院が要請する来院（企画提案書類等の提出、プレゼンテーション等）を除き、市立豊中病院職員に対する本プロポーザルに係る接触は、一切禁止する。

5-2 遵守事項

- (1) 本院から得た資料・情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。
- (2) 提案を辞退した事業者、又は審査の結果、本院との契約に至らなかった事業者は、本院から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。